

岩手県告示第532号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨野田村長から次のとおり通知があった。

平成28年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 九戸郡野田村第19地割ほか（久慈都市計画城内地区津波復興土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年5月26日から平成29年3月17日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）